



宜野湾市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、宜野湾市財務規則（昭和57年宜野湾市規則第8号）第49条の3第1項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月23日

宜野湾市長 松川 正則



指定納付受託者の名称	所在地	納付させる 歳入	指定期間
株式会社日本決済情報センター	東京都港区虎ノ門三丁目8番27号 巴町アネックス2号館 5階	券売機に係る諸証明書	令和5年12月1日～令和6年3月31日
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区神田小川町3-1B Mビル 4階	発行決済手数料	